

法令関連資料

One Style MyShop サービスを利用し商品の販売等を行う場合、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「消費者契約法」「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等を含め各種法令の適用を受けます。本資料では、インターネット販売に関連する主な法令の概要をご紹介しますが、これら法令の詳細な規定、及び、その他適用される法令についてお客様自らご確認の上、それらの定めに沿った運営を行ってください。

1. 特定商取引に関する法律（特定商取引法）

下記「法律のポイント」(1)に記載の特定商取引に関する法律で規定する表示は本サービス管理画面にて設定してください。（詳細はマニュアルを参照ください）

法律の主なポイント

(1)	広告の表示	広告を行う際の重要事項の表示義務
(2)	誇大広告の禁止	虚偽・誇大な広告を禁止
(3)	前払式通信販売の承諾等の通知	前払式通信販売を行う際の書面交付義務
(4)	顧客の意に反して契約の申込をさせようとする行為の禁止	申込となる行為の明確な表示義務

(1) 「広告の表示が必要な事項」は以下をいいます。

- ① 販売価格（役務の対価）（送料についても表示が必要）
- ② 代金（対価）の支払時期、方法
- ③ 商品の引渡し時期（権利の移転時期、役務の提供時期）
- ④ 商品の引渡し（権利の移転）後におけるその引取り（返還）についての特約に関する事項（その特約がない場合にはその旨）
- ⑤ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- ⑥ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ⑦ 申込みの有効期限があるときは、その期限
- ⑧ 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときは、その内容およびその額
- ⑨ 商品に隠れた瑕疵がある場合に、販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑩ いわゆるソフトウェアに係る取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境
- ⑪ 商品の販売数量の制限など、特別な販売条件（役務提供条件）があるときは、その内容
- ⑫ 請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料であるときはその金額。
- ⑬ 電子メールによる商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス
- ⑭ 相手方の承諾等なく電子メールによる商業広告を送る場合には、そのメールの件

名欄の冒頭に「未承諾広告」と表示する

(2) 誇大広告等の禁止について

誇大広告や著しく事実と相違する内容の広告による消費者トラブルを未然に防止するため、上記(1)の表示事項などについての「著しく事実と相違する表示」や「実際のものより著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示」は禁止されています。

(3) 前払式通信販売の承諾等の通知について

消費者が商品の引渡し（権利の移転、役務の提供）を受ける前に、代金（対価）の全部あるいは一部を支払う前払式通信販売の場合、事業者は、代金を受け取り、その後商品の引渡しに時間がかかるときは、その申込みの諾否等、次の事項を記載した書面を渡さなければなりません。

- ① 申込みの承諾の有無（承諾しないときは、受け取ったお金を直ぐに返す旨と、その方法を明らかにしなければならない。）
- ② 代金（対価）を受け取る前に申込みの承諾の有無を通知しているときは、その旨
- ③ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- ④ 受領した金銭の額（それ以前にも金銭を受け取っているときは、その合計額）
- ⑤ 当該金銭を受け取った年月日
- ⑥ 申込みを受けた商品とその数量（権利、役務の種類）
- ⑦ 承諾するときは、商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）（期間または期限を明らかにすることにより行わなければならない。）

(4) 「顧客の意に反して契約の申込をさせようとする行為」に該当する例として以下のものがあります。

- ① あるボタンをクリックすれば、それが有料の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示していないこと
- ② 申込みをする際に、消費者が申込み内容を容易に確認し、かつ、訂正できるように措置していないこと

2. 不当景品類及び不当表示防止法（景表法）

法律のポイント

(1)	不当表示の禁止	商品について事実と反する表示の禁止
(2)	景品類の制限	景品類（価格等）に関しての一定の制限

(1) 「不当表示の禁止」により以下の事項が禁止されています。

- ① 商品の品質、規格またはその内容について、販売者が実際のものや同業者の商品よりも著しく優良であると一般消費者に誤認させるような不当な表示をすること。
- ② 商品の価格その他の取引条件について、実際のものや同業社の商品よりも、取引の相手方にとって著しく有利であると一般消費者に誤認させるような不当な表示をすること。
- ③ ①または②に限らず、一般消費者を誤認させるような不当な表示をすること。

(2) 景品類の制限について

事業者が顧客に提供する景品類（商品を購入しなければ景品類の応募が出来ない等、商品に付随したもの）に関して、その価格の最高額（若しくはその総額）、種類、提供方法等に一定の制限があり、違反すると公正取引委員会より排除命令を受けます。

3. 消費者契約法

法律のポイント

(1)	損害賠償責任の免責条項の無効	個人消費者との契約における事業者(販売者)の損害賠償責任を免責する旨の契約条項において販売者の債務不履行、不法行為、商品の隠れた瑕疵に起因する損害についての免責を定めたものは、無効となる。
(2)	誤認に基づく消費者の申込み等の意思表示の取消し	販売者の特定行為が消費者の錯誤を招き、当該誤認に基づき成立した契約等について、消費者はこれを取り消しできる。 「販売者の特定の行為」には、以下の行為が該当する。 (1) 事実と異なることを告げる (2) 不確実な事項について断定的判断を提供する (3) 不利益となる事実を故意に告げない

4. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

法律のポイント

(1)	表示義務	特定電子メールを送信する場合は、以下の事項を表示しなければならない。 (1) 「未承諾広告※」の表示 (2) 特定電子メールの送信拒否を申し入れる電子メールアドレス (3) 特定電子メールの送信者の電話番号
(2)	受信拒否者への送信停止	受信拒否の意思表示をした者に対し、特定電子メールを送信してはならない。
(3)	架空アドレス宛での電子メール送信の禁止	多量の広告送信を目的として、架空のメールアドレスを宛先として送信してはならない。
(4)	送信者情報を偽った送信の禁止	特定電子メールを送信する場合に以下を偽って行ってはならない。 (1) 送信に用いた電子メールアドレス (2) 送信に用いた電気設備を識別する文字、記号、その他の符号

以上